

寒河江市告示第 38 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年 5 月 28 日法律第 65 号）第 19 条第 7 項の規定により地域計画を変更しようとするので、次のとおり告示し、当該地域計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域計画の案については縦覧期間の満了日までに寒河江市長に意見書を提出することができる。

令和 7 年 8 月 1 日

寒河江市長 齋藤 真朗

1 地域計画を変更しようとする地域

（１） 南部地区

2 地域計画の案の縦覧場所

寒河江市農林課 寒河江市中央一丁目 9 番 45 号

3 地域計画の案の縦覧期間

自 令和 7 年 8 月 1 日

至 令和 7 年 8 月 14 日

4 地域計画の案の縦覧時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

5 地域計画の案についての意見書の提出

地域計画の案について利害関係人は意見書を提出することができる。意見書は日本語に限り、郵送による提出とする。意見書には、個人の場合にあつては、住所、氏名、職業を、法人の場合にあつては法人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。

6 意見書に対する個別の回答は行わず、地域計画を公告する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公告する。なお、意見書の内容を公表する場合があるが、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある場合等の場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合がある。